

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が当事者である和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和5年6月27日、正午頃、君津市馬登265番地先で発生した車両損傷事故。 相手方所有の普通乗用車が、走行中、市道にできたくぼみに車輪を落とし、タイヤを破損したもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、66,296円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和6年1月31日

令和6年2月15日提出

君津市長 石井宏子